

# 2017年秋季年末闘争・組織拡大 CTG・建設労道本部闘争速報

2017年12月14日／第31号

〒060-0909 札幌市東区北9条  
東1丁目北海道労働センター2F  
TEL 011-711-7377  
FAX 011-711-7388  
e-mail / kenkoro-do@nifty.com

## 道庁のHPに 建設労働者の雇用 に伴い必要な経費 を掲載 6月の交渉で建交労が要求

道建設部はこのほどホームページに「建設業における技能労働者の待遇改善への取組について」のページを開設し、公共工事設計労務単価や社会保険加入、国交省のガイドラインなど関連する解説と資料を掲載しました。この中で、これまで道庁のHPには設計労務単価だけしか掲載されていなかったものが、社会保険の事業主負担分などを加えた「建設労働者の雇用に伴い必要な経費（参考値）」も掲載するようになりました。そして、解説文の中で「公共工事設計労務単価は…諸経費を含まない金額として公表しているにもかかわらず、現場において建設労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、建設労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘があることから」、国交省が発表している「参考値」の北海道分を抜粋してまとめたものを作成したので参考としてくださいとしています。このことは、6月の交渉で建交労が求めていたものです。（「夏季闘争速報」No. 4 参照）

### 札幌学童保育支部 協会雇用の年末一時金妥結

札幌学童保育支部は、(公財)さっぽろ青少年女性活動協会に雇用されている学童保育指導員の冬期一時金について12月6日に回答を受け妥結しました。妥結内容は、フルタイム指導員2.35か月分（組合員平均454,960円）、パートタイム指導員2.2か月分（同377,300円）、再任用フルタイム指導員1.1か月分（同139,810円）、専門指導員2.2か月分（同361,240円）で、再任用フルタイム指導員（職種新設）以外は前年同率です。

なお、札幌市の第2種非常勤職員の2018年度の賃金について、11月15日に「0.38%引き上げ」の回答で妥結しています。

### 函館合同支部で組合員1人拡大

函館合同支部で、業務上災害での不当な取り扱いについての相談から1人が加入しました。

### 全国青年部総会に北海道から3人

建交労全国青年部の総会が12月9～10日に開かれ、道本部青年部から部長の鈴木さん（函館支部）と、土屋さん（十勝建設支部）、山岸さん（旭川支部）の3人が参加しました。鈴木さんが青年部委員に選出されました。

### 神谷裕議員から「トンネルじん肺根絶」賛同署名

「トンネルじん肺根絶の賛同署名」が先の総選挙で新しく当選した神谷裕衆議院議員（比例・立憲民主党）から寄せられ、これで道内の衆議院議員の賛同は20人中19人となりました。

2017年春闘建交労全国統一要求書  
STG・函館市労働組合

No. 4 / 2017年6月15日

〒060-0909 札幌市東区北9条  
東1丁目北海道労働センター2F  
TEL. 011(711)7377  
FAX. 011(711)7388  
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

## 全国統一要求書にもとづき対道交渉

# 建設労働者の賃金・労働条件改善を 必要経費(社会保険料など)をふくめ周知すべき

6月14日午後2時30分から「2017年春闘建交労全国統一要求書」にもとづく道庁との交渉をおこないました。道庁側は、総務部総務課、経済部雇用労政課、建設部建設管理課、水産林務部総務課、環境生活部環境政策課の担当主幹などが対応し、建交労からは道本部の森国委員長はじめ執行部、建設部会と労災職業病部会の3役、支部代表など12人が参加しました。

交渉は「雇用・失業対策と高齢者雇用」「公契約条例(適正な賃金・労働条件)」「建設労働者の賃金・労働条件改善」「季節労働者対策」「じん肺・アスベスト被害の防止」の各項目について回答を受け、建設労働者の賃金・労働条件改善などを中心にやりとりしました。

## 函館市の「指導文書」を示して指摘

道が「下請け状況等調査」などで、公共工事設計労務単価を下回る賃金の場合に引き上げを要請していることを評価しながらも、「低労務単価工事が多い」(2015年調査で249件=建設管理部発注分)実態について意見交換しました。その要因のひとつとして、必要経費(社会保険料の事業主負担分など)を含む額が支払われていないため、下請けは労働者の賃金を削って社会保険料に回しているのではないかと指摘しました。今年4月から社会保険未加入の場合は公共事業から排除されるようになったこともあり、資料として函館市の「指導文書」(国土交通省が公表している「労務単価と必要経費を加えた額」を表示している)を示し、道も同じような文書で知らせるかHPに掲載することを求めました。なお、社会保険への加入義務のない個人事業主や一人親方を排除しないことを明言しました。

有給休暇について、道は「実態調査をふまえて、有給休暇分をふくめて労務単価に反映されている」と説明しましたが、労働者が実際に有給休暇を請求するのは直接雇用されている下請け業者なので、元請が請求された有給休暇分を支払う仕組みが必要だと指摘しました。

## 道発注のトンネル工事の調査と「8時間労働」求める

道発注のトンネル工事は3本(うち1本は今秋発注)で、施工中の1本は2交代・拘束10時間実働8時間、もう1本は2交代・拘束11時間実働9時間だという回答がありました。これらの工事について、36協定の「時間外労働をさせる理由」をふくめてさらに実態を調査し、じん肺防止のために積算基準を「実働8時間」としたことをふまえた改善指導を求めました。

なお、雇用安定法「改正」にともなうシルバー人材センターの労働者派遣事業・職業紹介事業における短期的・臨時のではない事業の拡大について、道内のシルバーでは事業拡大のうごきはないことが明らかにされました。

また、アスベスト被害防止対策で、道有施設について「レベル2」の対策をとっていることやHPに情報を掲載していること、セミナーなどを実施していることを明らかにしましたが、国交省が民間の建造物をふくめて調査(ハザードマップ作成)・対策を求めていることをふまえて、さらに対策を強化するよう求めました。

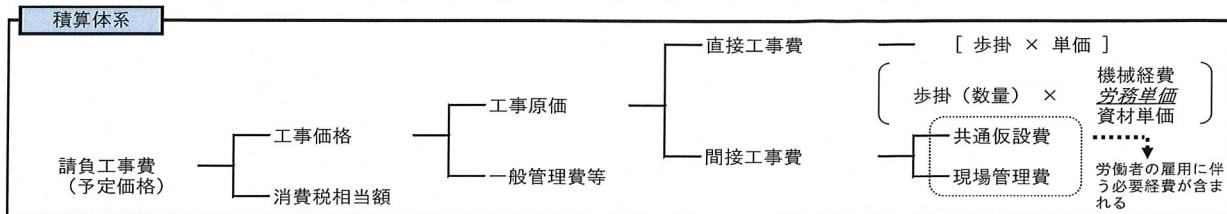
## 建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表（北海道分抜粋）

### 公共工事設計労務単価とは

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価です。
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分は含まれていません。

### 労働者の雇用に伴う必要経費とは

社会保険料の事業主負担額など建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費をはじめ労務管理費・安全管理費などです。これらは、予定価格を積算する際、共通仮設費や現場管理費の項目に計上しています。

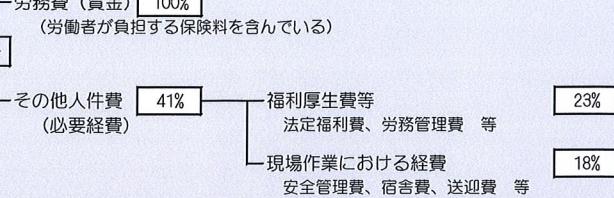


### 課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

(出典：国土交通省ホームページ)

### 労働者の雇用に必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値

(注2) 上記のうち、労務費（賃金）及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

(出典：国土交通省ホームページ)

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものです。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価です。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていません。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていません。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていません。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれています。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示しています。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されています。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動します。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではありません。
7 この表は、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものです。

北 海 道		[ 上段 : 公共工事設計労務単価 下段 : 公共工事設計労務単価+必要経費 (法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿泊費等) [参考値] ]						
特殊作業員	18,700 (26,300)	鉄骨工 (30,800)	21,900 (30,800)	トンネル世話役 (46,100)	32,800 (46,100)	山林砂防工 -	内装工 -	21,500 (30,200)
普通作業員	15,400 (21,700)	塗装工 (29,900)	21,300 (29,900)	橋りょう特殊工 (38,500)	27,400 (38,500)	軌道工 (36,800)	ガラス工 19,400 (27,300)	19,400 (27,300)
軽作業員	12,800 (18,000)	溶接工 (32,900)	23,400 (32,900)	橋りょう塗装工 (38,900)	27,700 (38,900)	型わく工 (28,800)	建具工 -	-
造園工	18,300 (25,700)	運転手（特殊） (26,000)	18,500 (26,000)	橋りょう世話役 (47,400)	33,700 (47,400)	大工 (30,900)	ダクト工 18,600 (26,200)	18,600 (26,200)
法面工	23,200 (32,600)	運転手（一般） (22,100)	15,700 (22,100)	土木一般世話役 (28,500)	20,300 (28,500)	左官 (30,900)	保温工 21,600 (30,400)	21,600 (30,400)
とび工	20,800 (29,200)	潜かん工 (43,300)	30,800 (43,300)	高級船員 (35,400)	25,200 (35,400)	配管工 (26,400)	設備機械工 20,900 (29,400)	20,900 (29,400)
石工	-	潜かん世話役 (51,500)	36,600 (51,500)	普通船員 (28,100)	20,000 (28,100)	はつり工 (31,200)	交通誘導警備員A 12,300 (17,300)	12,300 (17,300)
ブロック工	20,400 (28,700)	さく岩工 (34,900)	24,800 (34,900)	潜水土 (51,500)	36,600 (51,500)	防水工 (32,500)	交通誘導警備員B 10,400 (14,600)	10,400 (14,600)
電工	19,200 (27,000)	トンネル特殊工 (45,000)	32,000 (45,000)	潜水連絡員 (33,600)	23,900 (33,600)	板金工 (31,100)	22,100 (31,100)	22,100 (31,100)
鉄筋工	21,300 (29,900)	トンネル作業員 (34,400)	24,500 (34,400)	潜水送気員 (32,300)	23,000 (32,300)	サッシ工 (31,100)	22,100 (31,100)	22,100 (31,100)

この表は、国土交通省ホームページに掲載されているもののうち、北海道分を抜粋したものです。